

平成28年度1月定例委員会議事録

○ 日時：平成29年1月17日(火) 9:00～:10:30 (議事)

○ 場所：地域活力センター ゆすはら・夢・未来館 1階会議室1

村田会長	(会長挨拶) 只今から始めたいと思います。本日の議事録の署名を高橋委員さんと中平委員さんをお願いします。それでは、議案第1号から事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 No.1 について説明します。資料2ページをご覧ください。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 No.1。譲渡人： 番地、 。 譲受人： 番地、 。 対象地番： 番 。 台帳地目：田。現況地目：田。面積：1,251 m²。契約内容：売買。 譲受人農地：自作地4,300 m²、貸付地0 m²。労働力：2。と、なっております。 詳細については、別添3条調査のとおりで、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。資料3ページから16ページが申請にかかる書類となっております。 対象農用地は、譲渡人、 氏がこれまで管理を行ってきました。譲渡人、 氏も同地区で農業に従事しており、今回、譲受人、 氏と同農地の所有について協議を重ねた結果、今回の申請となりました。譲受人は60年の農作業歴があり、今後も適正な管理が行われるものと思われます。 担当は、神明委員になります。よろしくお願いします。
村田会長	事務局による説明が終わりました。担当委員さんの補足をお願いします。
神明委員	先日、現地を確認しました。場所は さん宅の前の田で、毎年きれいに耕作されています。事務局からも説明があったけど、 さんが管理しゅうと。 さんに話を聞いたところ、 さんも高齢で、家の近くの農地以外の管理が難しいと考えていたとき、 さんから話があって今回の流れになったということです。
村田会長	はい、わかりました。 さん自身も農業経験が60年以上あるということで、農地として、今後の適正な管理は問題ないかと思います。このことについて他に意見等ありませんか。特にご意見はありませんので、この件について採決を取りたいと思います。この件について賛成の諸君の挙手をお願いします。はい ありがとうございます。賛成全員で、原案のと通りの決定いたします。2番目の案件についてお願いいたします。

事務局	続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の件 No. 2 について説明します。資料 2 ページをご覧ください。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件、 No. 2。 譲渡人： 番地 。譲受人： 番地、 。 対象地番： 番、 番、 番、 番。 台帳地目：畑、畑、畑、畑。現況地目：畑、畑、畑、畑。 面積：322 m²、1,312 m²、63 m²。492 m²。契約内容：譲渡。 譲受人農地：自作地 2,189 m²、貸付地 0 m²。労働力：2。と、なっております。 詳細については、別添 3 条調査のとおりで、農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。資料 1 7 ページから 3 2 ページが申請にかかる書類となっております。 対象農用地は譲渡人、 氏がこれまで管理を行ってきました。 氏は 77 歳と高齢であり、今後の維持管理を検討した結果、娘である 氏に所有権の移転を行うこととなりました。譲受人、 氏も、これまで 氏と共に農用地の管理に努めており、 氏もこれまでと同様に管理するとのことでしたので、今後も適正な管理が行われるものと思われます。 担当は、中平委員になります。よろしくお願いします。
中平委員	はい、おととい現地の確認をし、 さんとも話をしてきました。事務局からの説明のとおり、 さんが高齢で今後のことを考えると、元気なうちに娘に渡したいという思いがあったようです。写真でもわかるとおり茶畑としてきれいに管理されようし、 さんも手伝いしているということなので、今後も問題なく耕作されると思われます。
村田会長	はい、中平委員からも説明がありましたが、写真でもわかるとおり非常にきれいに管理されていることが確認できます。もしかしたら さんがもう中心となって管理しゆうがじゃないのかな。
中平委員	さんにシフトしていきゆうところでしょうね。
村田会長	若い人に所有権が移って今後も適正に管理されるということであれば、非常に良いことやと思います。このことについて他にご意見はありませんか。特にご意見はありませんので、この件について採決を取りたいと思います。この件について賛成の諸君の挙手をお願いします。はい ありがとうございます。賛成全員で、原案のと通りの決定いたします。3 番目の案件についてお願いいたします。

事務局	それでは第2号議案 非農地証明願いの件について説明します。資料3ページをご覧ください。 第2号議案、非農地証明願いの件。 No.1。願出人： 、 。 対象地番： 番。 登記簿地目：田。現況地目：原野。面積：1,386㎡。原因発生時期：20年以上前。 理由、今回申請されている土地は、20年以上前より耕作されておらず、原野化しております。土地所有者である 氏は に居住しており、 番の 氏と管理を行ってきておりましたが、今後の維持管理が難しいことから、今回、非農地証明を提出するものとなっております。また、非農地証明の承認が下りた後、共同管理しております、 氏が植林による管理を計画していると伺っております。いずれの土地も周辺への影響は無いものと思われます。この件につきましては、資料33ページから38ページが該当するものとなっております。 担当は、下元 秀俊 委員になります。下元委員、よろしくお願いします。
村田会長	この案件について。
下元委員	先日、 さんと会ってきました。事務局から説明があったとおりなんですが、所有者の さんは にいるということで、日常の管理は親族である さんがされているとのことでした。 さんも高齢で、シルバーに依頼して草刈りを行ったと伺っています。場所も影地になることから植林して、今後管理していこうと考えているようです。
村田会長	下元委員からの説明もあったけど、影地ということもあって農地としてはちょっと不向きな土地かなとは思えるけど、管理しゆう さんとしてもシルバーに頼んで刈ってもらいゆういうたら、ちょっとしんどい土地ながやろうね。
下元委員	ちょっと傾斜がきつい場所ではありますね。
村田会長	耕作放棄地としてそのままになっていくよりは、土地上植林などにより林地として適正に管理されていくほうがええがやろうね。はい、このことについて他にご意見はありませんか。特にご意見はありませんので、この件について採決を取りたいと思います。この件について賛成の諸君の挙手をお願いします。はい ありがとうございます。賛成全員で、原案のと通りの決定いたします。次の案件についてお願いいたします。

事務局	続きまして、非農地証明願いの件。No. 2 について説明いたします。 資料は39ページから46ページとなります。 第2号議案、非農地証明願いの件。 No. 2. 願出人： 番、 。 対象地番： 番、 番。 登記簿地目：畑、畑。現況地目：山林、山林。面積：178 m²、1,291 m²。 原因発生時期：20 年以上前。 理由、今回申請されている土地は、いずれも20 年以上前より耕作されておらず、山林化しております。当地において、今後も耕作の見込みはないことから、今回、非農地証明願いを申請するものとなっております。周辺への影響は無いものと思われま す。また、非農地証明の承認が下りた後、対象農用地近くに居住しております、氏に譲渡する旨を伺っておりますことを、あわせてお伝えいたします。 担当は、沖田 孝幸 委員になります。沖田委員、よろしくお願いします。
村田会長	はい、それでは委員さんお願いします。
沖田委員	先日、現地に行ってきました。申請者の さんと一緒に、直接現地を見てきたがやけど、写真とおり竹林となっております。この上に墓があるということでそこまでの草刈りとかはされていきました。竹も20年いわんくらいの大きさになっちゅうき、正直ここを再度耕作というのは難しいと思うと さんも言いよりました。
村田会長	これは さんの家の真上ということになるがかね。
沖田委員	そうです。
村田会長	現状を見る限りではここを再度耕作というのは現実的とは言えんね。本人さんも非農地証明を提出することで、土地上適切にしていきたいという考えもあるみたいです。では、この件についてご意見ご質問はありませんか。意見等ございませんので、ここで採決を取りたいと思います。この件について、賛成の方の挙手をお願いします。 はい ありがとうございます。賛成全員で、原案のと通りの決定いたします。それでは次の案件についてお願いいたします。
事務局	続きまして、非農地証明願いの件。No. 3 について説明します。 資料は46ページから52ページとなります。 第2号議案、非農地証明願いの件。 No. 3・願出人： 番地、 。 対象地番： 番。 登記簿地目：畑。現況地目：宅地。面積：220 m²。原因発生時期：25 年以上前。 理由、今回申請されている土地は、25 年以上前より宅地として利用しており、今後も耕作の見込みはないことから、今回、非農地証明願いを申請するものとなっております。周辺への影響は無いものと思われます。 担当は、中平 紀善 委員になります。中平委員、よろしくお願いします。
村田会長	はい、中平委員お願いします。
中平委員	はい、先ほどの3条の案件と同じ方からの申請ということになります。現況は写真のとおり住宅地となっております。25 年以上前から住宅地として利用しており、今回の3条の申請とあわせて非農地の証明を取るということでした。

村田会長	これは耕作はできんね。本来なら宅地に変更してから住宅を建設するという流れになるがやけど、どうながやろう。
事務局	本来であればそうですね。
沖田委員	昔は住宅を建てる時そこまで厳しく言いやせんかったがやないろうかね。
村田会長	その可能性は高いね。しかし現況、農地としてこの土地を判断することはまず無理なので、非農地としての判断をするしかないやろうね。これまでもこういった事案があったき、しっかりチェックしていく必要はあるかもしれんね。では、この件についてご意見ご質問はありませんか。意見等ございませんので、ここで採決を取りたいと思います。この件について、賛成の方の挙手をお願いします。はい ありがとうございます。賛成全員で、原案のと通りの決定いたします。それでは次の案件についてお願いいたします。
事務局	続きまして、非農地証明願いの件。No. 4 について説明いたします。 資料は 53 ページから 63 ページとなります。 第 2 号議案、非農地証明願いの件。 No. 4。願い人： 番地 。 対象地番： 番、 番、 番、 番。 登記簿地目：畑、畑、畑、畑。 現況地目：雑種地（一部墓地）、墓地、墓地、墓地。 面積：208 m²、13 m²、12 m²、12 m²。原因発生時期：20 年以上前 理由、今回申請されている土地は、いずれも 20 年以上前より耕作されておらず、雑種地及び墓地化しております。当地は 10 年以上前に工事開始となった国道 440 号線延長工事の際、工事区画にあった墓地を移転したものとなっております。延長工事完了時より、雑種地及び墓地として利用されており、今後も耕作の見込みはありません。周辺への影響は無いものと思われま。なお、墓地の分筆登記がこの度完了したことから、今回、非農地証明を申請し、その後、墓地への転用を図るものと伺っております。 担当は、沖田 孝幸 委員になります。沖田委員、よろしくお願いします。
村田会長	沖田委員お願いします。
沖田委員	はい、先日 さんとこの土地を確認しました。確かにここは国道 440 号の整備をした際に墓地を移転したものとなっております。事務局からの説明にもあったけど、土地の分筆登記が完了したので土地所有者が さんになったと。 さん自身は前から非農地証明をしたかったけど、土地の登記が完了してなかったので動けなかったということです。
村田会長	これは道路の横のあの墓地よね。
沖田委員	そうです。

村田会長	土地を見る限りではすでに墓地として活用されようというけど、公共事業による墓地の移転ということで通常の手続きが簡略化されちゃったか、本人の申請の抜けがかりがということが考えられるね。保健所の許可がどうなっちゃうか気になるころではあります。みなさんの意見を聞きたいと思います。この件についてご意見ご質問はありませんか。意見等ございませんので、ここで採決を取りたいと思います。この件について、賛成の方の挙手をお願いします。はい ありがとうございます。賛成全員で、原案のと通りの決定いたします。それでは次の案件についてお願いいたします。
事務局	続きまして、非農地証明願いの件。No.5について説明いたします。この件につきましては、須崎林業事務所より保安林の指定に係る非農地の確認ということで照会をいただいている案件となります。また、今回の対象地は、昨年7月頃に発生しました九十九曲峠の崩落により、崩土が対象地にかかっている可能性が非常に高く、現場確認が非常に困難かつ危険を伴うものであったことから、農業委員会事務局 秋田が現地確認を行った旨、お伝えいたします。 資料は64ページから74ページとなります。 第2号議案、非農地証明願いの件。 No.5。願ひ人： 高知県 須崎林業事務所長。 対象地番： 番、 番、 番、 番、 番。登記簿地目：田、田、田、田、田。現況地目：山林、山林、山林、山林、山林。面積：689 m²、877 m²、1,150 m²、129 m²、46 m²。原因発生時期：30年以上前 理由、今回申請されている土地は、30年以上前より耕作されておらず、今後も耕作の見込みは無いものであることとあわせて、須崎林業事務所が対象地を保安林として指定することとなっております。地権者には、保安林の指定について同意を得ており、非農地証明が認められ次第、速やかに保安林の指定を行うものと伺っております。周辺への影響は無いものと思われます。 補足になりますが、71ページにも記載しておりますが、対象地が山林の中にあり、現場確認が非常に困難だったことと、写真撮影場所より奥の2筆については、崩土により道が完全に消失しており、確認ができなかった旨、あわせてお伝えします。
村田会長	写真のとおり完全に山林となっているけど、ここに昔農地があったがやね。
岡林委員	今でも九十九曲経由の脱藩の道の関係で道だけはある程度整備されてますが、自分もここに農地があったというのは今回初めて知ったところです。
事務局	さんの家の奥から10分くらい奥まで歩いていきましたが、道中農地はありませんでした。ただ、石積み等が所々ありましたので、昔は農地として活用していたと思われます。崩土の関係で全筆の確認には至らなかった点についてはご容赦願えれば幸いです。

村田会長	事務局現地確認お疲れ様でした。この案件については事務局からの説明もあったとお りですが、須崎林業事務所が保安林として対象地を指定したいということもあります し、土地所有者から林業事務所への許可もすでに取れているとのことですので、非農地 としての判断を伺いたいと思いますが、ご意見等ございませんでしょうか。意見等ござ いませので、ここで採決を取りたいと思います。この件について、賛成の方の挙手を お願いします。はい ありがとうございます。賛成全員で、原案のと通りの決定いたし ます。
村田委員	本日の案件は以上となりますが、その他事務局から何かございますか。
事務局	ありません。
村田会長	それではこれで閉会いたします。ありがとうございました。
議 事 進 行 役 署 名 議 員 会 長： 委 員： 委 員： 村 田 澄 夫 高 橋 正 知 中 平 紀 善	